

令和2年第1回町議会定例会会議の経過（3月16日）

議 長 皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
(午前9時00分)

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
新型コロナウイルス感染防止のために本日も本会議ではありますけども、ドアを開放させていただきますので、御承知おき願います。

初めに、町長より御挨拶を求めていますので、町長どうぞ。

町 長 皆さん、おはようございます。今回は3月の大事な本会議に際しまして、私の体調不良によりまして、決算特別委員会や、あるいは現地視察に同行できませんで、大変申しわけございませんでした。この場をおかりしまして、心よりおわび申し上げます。今後、このようなことのないように、皆さんに御迷惑をかけないように、十二分注意して、この会議に、本会議に臨んでいきたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。本当に御迷惑をおかけしました。

大変心配をいただきましたけど、コロナということではございませんで、ちょっとばい菌が入ってしまって、アミラーゼの数値が今4倍ぐらいということで、ちょっと口の中がねばねばしておりますけども。コロナではありませんでしたので、御心配かけまして、すみません。ありがとうございました。

議 長 それでは、日程第1、議案第18号、令和2年度山北町一般会計予算について、議題といたします。本件及び日程第2、議案第19号、令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計予算から日程第11、議案第28号、令和2年度山北町水道事業会計予算までは、予算特別委員会に付託してありましたので、予算特別委員会の審査報告を委員長よりお願いいたします。

議席番号9番、児玉洋一予算特別委員会委員長。

9 番 児 玉 皆さん、おはようございます。
予算特別委員会の審査報告をさせていただきます。令和2年3月10日、12日の両日、午前9時から議場において、委員13名及び議長、副町長、教育長、関係課長等の出席を得て、令和2年3月4日並びに5日の本会議で当委員会で付託された議案第18号から議案第28号について、審査いたしましたので、

その審査経過並びに結果を報告します。

初めに、審査結果について、報告します。

議案第18号、令和2年度山北町一般会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第19号、令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第20号、令和2年度山北町後期高齢者医療特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第21号、山北町下水道事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第22号、令和2年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第23号、令和2年度山北町山北財産区特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第24号、令和2年度山北町共和財産区特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第25号、令和2年度山北町三保財産区特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第26号、令和2年度山北町介護保険事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第27号、令和2年度山北町商品券特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第28号、令和2年度山北町水道事業会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

続いて、審査における主な意見等について、報告をします。

初めに、総務環境常任委員会所管における一般会計について、報告をします。

1つ目、個人町民税は生産年齢人口の減少に伴い、毎年減額となっている。全国的に人口減少も進み、景気も上がらない状況は理解できるが、定住対策事業等に積極的に注力し、少しでも生産年齢人口の減少スピードを食い止め

るとともに、無駄な経費を省きながら各事業に取り組んでいただきたい。

2つ目、男女共同参画プラン推進事業については、中学3年生を対象に男女共同参画のシンボルマークと町名が入ったエコバッグを配付しているとのことだが、世界的に見ても日本の男女共同参画に対する意識は低い。昨年度改訂された山北男女共同参画プランに基づき、各課連携の上、町としても管理職や女性登用や行政改革の数値目標の設定など、積極的に取り組んでいただきたい。

3つ目、オリンピック・パラリンピック関連事業については、小・中学生や保護者を対象とした現地観戦応援経費などであるが、次世代を担う子どもたちに一生の思い出となるように取り組んでいただきたい。また、オリジナルデザインの啓発物品として、足柄茶リシール缶作成するとのことだが、さまざまな機会を通じて、積極的なPR活動に取り組んでいただきたい。

4つ目、番号制度運営事業については、マイナンバーカードの交付率が17%とまだまだ低い、4月以降窓口申請手続の簡略化などに取り組むとしているが、取得に関する意識向上に向け広報等を通じ、引き続き普及促進に取り組んでいただきたい。

5つ目、再生可能エネルギー検討事業については、木質バイオマスやマイクロ水力発電について、調査研究を進めるとのことだが、特にマイクロ水力発電の検討については、町として、自然エネルギー公益利用協議会等の民間活力を利用し、非常時の電力利用、売電など、地域貢献ができる仕組みについても調査研究を図るとともに、早期実現に向け、積極的に取り組んでいただきたい。

6つ目、観光費の増額については、ふるさと応援寄附金によるとのことだが、今後さらに魅力ある制度にしていくために、体験型返礼品メニューの追加など、積極的に事業者との協議を進めていただきたい。

7つ目、都市公園等維持管理事業については、ぐみの木近隣公園内に防災かまどベンチも設置とあるが、鍋等の必要機材や燃料の調達など、運営管理を含めた利用方法について、地域との連携、周知に努めていただきたい。

8つ目、自主防災対策助成金については、各自治会の自主防災組織への防災資機材申請に対する助成事業であるが、自主防災組織からの申請状況に依

じて、補正予算等でできるだけ柔軟に対応するよう努めていただきたい。

続いて、福祉教育常任委員会所管における一般会計について、報告します。
1つ目、お試し住宅活用事業については、前年実績24週間24名に対し、令和2年度は、年間36週間で予定している。今後、本事業を通じ、移住実績をふやすために、町のホームページや移住相談ブース、移住フェアなどで、積極的に町のPRを図られたい。

2つ目、避難行動要支援者支援事業については、避難行動要支援者登録者数、約560人に対する災害時要支援者システムの保守業務委託料であるが、今後も事業の向上に向け、自治会長や民生委員児童委員、小田原消防などと連携した訓練などを通じ、システムの効果的な活用を図られたい。

3つ目、緊急通報サービス事業については、ひとり暮らし高齢者がふえている中、電話機の設置台数が少ない、今後、昼間独居なども視野に入れ、高齢者が緊急時に適切なサービスが受けることができる自助になるよう取り組んでいただきたい。

4つ目、ねんりんピック神奈川大会開催準備事業については、令和3年11月に開催される60歳以上の各都道府県の推薦者による健康と福祉の祭典で、当町は丹沢湖周辺でのマラソン大会を予定しているとのことだが、大会の成功に向け実行委員会の設置を初めとして、しっかりと準備を進められたい。

5つ目、紙おむつ支援事業については、近隣にはない当町独自の特徴ある子育て支援事業であるため、町内外に向けて定住対策を含め、これまで以上に積極的なPRに取り組んでいただきたい。

6つ目、健康診査相談事業については、今年度からがん検診の案内通知年齢の拡充等、がんによる死亡者の減少を図る取り組みを進めるとのことだが、健康診査の受診率がなかなか上がらない。受診率の向上、町民の健康寿命の延伸のため、受診率40%達成目標に対し、多くの町民が受信できるよう、周知に努められたい。

7つ目、河村城址歴史公園整備工事については、令和2年度は樹木伐採や遊歩道整備を実施するとあるが、今後、河村城史跡整備中期基本計画に基づき事業を進め、後期基本計画では計画の見直しも図られた上で公園整備に努められたい。

また、新東名工事により、河村新城の史跡が発掘され、町内外からも多くの注目が集まっているが、文化財保護としては予算計上がなされていない。町の重要な文化財資料として残せるように県と協議を図られるとともに、発掘調査が継続されるまでの間は見学ツアーの開催など、積極的なPRに努められたい。

8つ目、幼稚園運営事業については、園児数の減少や女性の社会進出がふえ、保育園、子ども園のニーズが高まっているなどの理由により、前年から減額となっている。幼稚園通園区域を廃止し、全ての町内在住者がどの幼稚園でも選択できるようにするなどの取り組みは理解できるが、今後の幼稚園のあり方については、乳幼児教育等あり方検討会議の中で、十分な議論を図られたい。

9つ目、体育施設建築検討委員会資料作成業務委託料については、既に概略のイメージ図ができ上がっている中で、今後コンセプトや具体的な計画を盛り込んだ計画書を作成していくということであるが、体育施設建設検討委員会を通じ、慎重な検討を進められたい。

続いて、特別会計について、報告します。

1つ目、国民健康保険事業については、加入者数の減少や、3月補正での町債発行などにより、国保財政は引き続き厳しい状況にある。国保運営を正常に保つためには、今後税率改正などの措置も必要であることは理解できるが、保険給付費が必要以上に伸びないように、町民の健康づくりに対しては、これまで以上に積極的に進められたい。

2つ目、町設置型浄化槽事業については。三保地域における水質維持のための高度処理型合併浄化槽設備であるが、個人住宅への整備比率に対し、企業や公共施設は十分な整備が進んでいるとは思えない。費用対効果を考えると、町の取り組みの難しさや企業の新規加入が進まない状況は理解できないわけでもないが、設置に対し、引き続き企業への呼びかけや広報等に努めていただきたい。

3つ目、山北町商品券について、今後カード決済が主流となった場合、商品券そのものの価値が下がってくると感じる。商品券があることで、町の商店の活性化につながることは理解できるが、今後予算の推移を見ながら、時

代に見合った取り組みを進めていただきたい。

以上で、報告を終わります。

議 長 付託議案に対する予算特別委員会の審査報告は終わりましたので、質疑に入ります。

日程第1、議案第18号、令和2年度山北町一般会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑はないので、議案第18号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第18号について採決いたします。本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

続いて、日程第2、議案第19号、令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第19号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第19号について採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。委員長の報告どおり、決定することに賛成の方は起立を求めます。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

続いて、日程第3、議案第20号、令和2年度山北町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第20号について討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第20号について、採決いたします。

本件に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第20号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第4、議案第21号、令和2年度山北町下水道事業特別会計予
算について質疑がある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第21号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第21号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第21号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第5、議案第22号、令和2年度山北町町設置型浄化槽事業特
別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第22号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第22号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第22号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第6、議案第23号、令和2年度山北町山北財産区特別会計予
算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第23号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第23号について採決いたします。本案に対する予

算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員。よって、議案第23号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第7、議案第24号、令和2年度山北町共和財産区特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第24号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第24号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員。よって、議案第24号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第8、議案第25号、令和2年度山北町三保財産区特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第25号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議案第25号について採決いたします。本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員。よって、議案第25号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第9、議案第26号、令和2年度山北町介護保険事業特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第26号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議案第26号について採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第26号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第10、議案第27号、令和2年度山北町商品券特別会計予算に
ついて、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第27号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第27号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第27号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第11、議案第28号、令和2年度山北町水道事業会計予算につ
いて、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第28号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第28号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第28号は原案どおり可決されました。
日程第12、議案第32号、山北町監査委員の選任についてを議題といたしま
す。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 それでは、議案第32号、山北町監査委員の選任について。
次の者を山北町監査委員の選任することについて、地方自治法第196条第
1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。

氏名、佐野勝俊。住所、山北町向原35番地の2。生年月日、昭和26年1月7日。任期、令和2年4月14日から令和6年4月13日。

提案理由でございますが、現山北町監査委員の瀬戸博夫氏は令和2年4月13日をもって、任期満了となります。後任の委員に選任したいので、提案するものです。

議 長 提案者の説明が終わりましたので、議案第32号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第32号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第32号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第13、議案第33号、山北町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第33号、山北町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を山北町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。

氏名、三尋木昭治。住所、山北町岸100番地の35。生年月日、昭和27年12月26日。任期、令和2年4月1日から令和5年3月31日。

提案理由でございますが、現山北町固定資産評価審査委員会委員の三尋木昭治氏は令和2年3月31日をもって、任期満了となります。引き続き、委員に選任したいので、提案するものです。

議 長 提案者の説明が終わりましたので、議案第33号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第 33 号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第33号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第14、議案第34号、山北町人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第34号、山北町人権擁護委員の推薦について。

次の者を山北町人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。

氏名、福岡初江。住所、山北町岸1426番地。生年月日、昭和23年1月26日。任期、令和2年7月1日から令和5年6月30日。

提案理由でございますが、山北町人権擁護委員として、福岡初江氏を推薦したいので、提案するものです。

議 長 提案者の説明が終わりましたので、議案第34号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第 34 号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第34号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第15、山北町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題

といたします。

内容につきましては、事務局長より説明をさせます。事務局長。

事 務 局 長

それでは、山北町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について、御説明申し上げます。

本選挙につきましては、山北町選挙管理委員会委員長から令和元年10月29日付で山北町選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が令和2年5月31日をもって満了となりますので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙を行うべき事由の発生が生じる旨の通知がありました。このため、委員4名、補充員4名を選挙するものでございます。任期は令和2年6月1日から令和6年5月31日までの4年間でございます。なお、本件は先例に倣い山北連合自治会から3名、岸、向原、共和、清水、三保連合自治会から各1名の計8名を推薦候補者として選出していただいております。

それでは、お手元の資料をごらんください。

山北町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について、山北町選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が令和2年5月31日をもって満了となるため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、次のとおり選挙する。

- 1、選挙管理委員会委員4人。
- 2、同補充員4人。
- 3、任期、令和2年6月1日から令和6年5月31日。

山北町選出の選挙管理委員会委員及び同補充員の推薦候補者。これにつきましては、氏名、住所、生年月日、この順に読み上げさせていただきます。

川口譽夫、山北町岸21番地、昭和17年10月23日、補充員1期。

渡邊晃汎、山北町山北1214番地の1、昭和18年2月7日、補充員1期。

平田隆夫、山北町向原2882番地の5、昭和20年10月25日、新規。

滝本勉、山北町川西1147番地、昭和21年6月19日、補充員1期。

石井誠一、山北町皆瀬川2159番地、昭和21年8月2日、新規。

佐藤素史、山北町中川678番地、昭和24年1月20日、委員1期。

草柳和夫、山北町山北1341番地、昭和25年3月5日、補充員1期。

武昭好、山北町山北2870番地、昭和25年10月2日、新規。

以上で、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにし、たいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議長が指名することに決定いたしました。選挙管理委員会委員には、地元連合自治会長の推薦する候補者の佐藤素史さん、川口譽夫さん、渡邊晃汎さん、滝本勉さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、ただいま指名いたしました佐藤素史さん、川口譽夫さん、渡邊晃汎さん、滝本勉さん、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。選挙管理委員会委員補充員につきましては、地元連合自治会長の推薦する候補の草柳和夫さん、平田隆夫さん、石井誠一さん、武昭好さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長が指名いたしました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、ただいま指名をいたしました草柳和夫さん、平田隆夫さん、石井誠一さん、武昭好さん、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序について、お諮りいたします。

補充員の順序はただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、補充員の順序はただいま議長が指名したとおりの順序と

決定いたしました。

ここで、当選されました山北町選挙管理委員会委員及び同補充員の名簿を配付いたします。

続きまして、日程第16、松田町外三ヶ町組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いいたします。事務局長。

事務局長 それでは、松田町外三ヶ町組合の議会議員の選挙について、御説明申し上げます。

本選挙につきましては、山北町外三ヶ町組合長から令和元年11月1日付で組合議会議員の任期が令和2年3月31日をもって、満了となりますので、松田町外三ヶ町組合同規約第5条第2項の規定により、選挙を行い、後任者の選出をすることの依頼がありました。このため、山北町選出の組合議会議員の4名の選挙を行うものでございます。任期は令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間でございます。なお、本件は先例に倣い、地元の岸連合自治会から1名、向原連合自治会から3名の計4名を推薦候補者として選出していただいております。

それでは、お手元の資料をごらんください。

今ちょっとざわざわと気になられる方がおいでになると思いますが、岸番地でございますが、向原自治会という方もおいでになりますので、そういった御理解でよろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の資料をごらんください。

松田町外三ヶ町組合議会議員の選挙について。

松田町外三ヶ町組合の議会議員の任期が令和2年3月31日をもって満了となるため、同組合同規約第5条第2項の規定により、次のとおり選挙する。

- 1、組合議会議員4人。
- 2、任期令和2年4月1日から令和6年3月31日。

山北町選出の組合議会議員の推薦候補者でございますが、氏名、住所、生年月日、職業の順で読み上げさせていただきます。

中戸川治平、山北町向原2409番地3、昭和14年9月19日、造園業。

荻野茂一、山北町岸236番地の13、昭和19年10月14日、農業。

高橋伸生、山北町向原1386番地の1、昭和25年11月13日、農業。

高橋友雄、山北町岸1329番地、昭和27年10月10日、無職。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議長が指名することに決定いたしました。松田町外三ヶ町組合議会議員には、地元連合自治会長の推薦する候補者の中戸川治平さん、荻野茂一さん、高橋伸生さん、高橋友雄さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました方を松田町外三ヶ町組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、ただいま指名いたしました中戸川治平さん、荻野茂一さん、高橋伸生さん、高橋友雄さん、以上の方が松田町外三ヶ町組合議会議員に当選されました。

日程第17、報告第1号、令和2年度山北町土地開発公社事業計画及び予算についてを議題といたします。

報告願います。町長。

町 長 報告第1号、令和2年度山北町土地開発公社事業計画及び予算について。令和2年度山北町土地開発公社の事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3、第2項の規定により、別添のとおり提出する。

令和2年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画政策課長。

企画政策課長 それでは、報告第1号、令和2年度山北町土地開発公社事業計画及び予

算について、御説明させていただきます。

これから御説明いたします事業計画及び予算につきましては、先月17日に開催した山北町土地開発公社理事会において承認されたものでございます。

初めに、1ページをお願いいたします。

まず、令和2年度山北町土地開発公社事業計画でございますけれども、初めに1点目といたしまして、公社単独事業として、丸山地区住宅用地の早期販売を図ります。また、つぶらの事業用地を初めとする開発中土地について、利活用の調査・研究及び用地の管理に努めます。

次に、2点目といたしまして、資産活用事業として、国債等の効率的な運用に努めます。

次に、3点目といたしまして、町が策定した山北町土地開発公社経営健全化方針に基づきまして、借入金の縮減等を推進し、公社の経営改善を図りますということで、令和2年度につきましては、この3点を重点的に進めてまいります。

次に、2ページをお願いいたします。

令和2年度山北町土地開発公社予算でございます。

総則。第1条、令和2年度山北町土地開発公社の予算は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

初めに、収入でございますけれども、第1款事業収益は2,306万円でございます。これにつきましては、第1項土地造成事業収益240万円、これにつきましては、平山地区工業用地の株式会社ファミリーマートからの土地賃料でございます。

第2項、附帯等事業収益1,982万6,000円、こちらにつきましては、平山地区工業用地の株式会社ネオテックなどからの土地賃料と高松山事業用地、つぶらの事業用地の線下補償料でございます。

第3項、補助金等収益83万4,000円、こちらにつきましては、公有用地に係る町からの利子補給金でございます。

第2款事業外収益150万7,000円、これは第1項普通預金等の受取利息

1,000円、第2項有価証券利息150万6,000円、こちらにつきましては、国債の利息でございまして、収入合計は2,456万7,000円でございます。

次に、支出でございますけれども、第1款第1項販売費及び一般管理費1,283万7,000円、主な内訳といたしまして、需用費として、丸山地区住宅用地のパンフレット等の印刷代、役務費といたしまして、同じく丸山地区住宅用地の広告掲載料、委託料といたしまして、平山工業団地防火水槽設置業務委託や丸山地区住宅用地の草刈り業務委託料などがございます。さらに、使用料及び賃借料といたしまして、車のリース代等がございます。

第2款事業外費用、第1項支払利息188万5,000円、これにつきましては、公有用地4カ所と平山地区工業用地、丸山地区住宅用地の借入利息の支出でございます。第3款、第1項予備費は984万5,000円で支出の合計につきましては、2,456万7,000円でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。第3条資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

初めに、収入でございますけれども、第1款、資本的収入6億3,032万6,000円、こちらにつきましては、第1項借入金6億1,046万6,000円で、これは公有用地及び平山地区工業用地、丸山地区住宅用地などの借入金借りかえ額でございます。

第2項の事業未収金1,986万円、こちらにつきましては、公有用地に係る町からの未収金返済額でございまして、収入合計につきましては、6億3,032万6,000円でございます。

次に、支出でございますけれども、第1款の資本的支出6億2,927万8,000円、こちらにつきましては、第1項土地造成事業費126万6,000円、これは、高松山事業用地、つぶらの事業用地等の管理に係る経費でございます。

第2項借入金償還金6億801万2,000円、これは公有用地及び平山地区工業用地、丸山地区住宅用地の償還金でございまして、支出合計は6億2,927万8,000円となります。

そして、借入金。第4条、借入金の限度額は6億1,046万7,000円と定めるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

令和元年度山北町土地開発公社予定損益計算書でございます。1の事業収益につきましては、土地造成事業収益4,050万円、これは平山地区工業用地の株式会社ファミリーマートからの土地賃料と丸山地区住宅用地7区画分の土地売買収益でございます。

次に、附帯等事業収益2,711万585円、これは平山地区工業用地の株式会社ネオテックなどの土地賃料と高松山事業用地などの東電線下補償料でございます。

次に、補助金等収益52万7,547円、これにつきましては、公有用地に係る町からの利子補給金でございます。事業収益合計は6,813万8,132円でございます。

次に、Ⅱの事業原価につきましては、土地造成事業原価2,433万6,986円、こちらにつきましては、丸山地区住宅用地の土地売却原価でございます。事業総利益は4,380万1,146円でございます。

次に、Ⅲの販売費及び一般管理費につきましては869万4,347円、内訳といたしまして、需用費、役務費、委託料、公租公課等でございます。事業利益につきましては、3,510万6,799円でございます。

次に、Ⅳの事業外収益につきましては、普通預金等の受取利息として、620円、国債の有価証券利息197万9,757円で、事業外収益の合計は198万377円でございます。

次に、Ⅴの事業外費用といたしまして、支払利息として122万9,100円で、これは公有用地4カ所と平山地区工業用地、丸山地区住宅用地の借入利息の支出でございます。そして、経営上利益といたしまして、3,585万8,076円となり、当期純利益についても同額でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

令和元年度山北町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございますけれども、Ⅰの流動資産といたしまして、現金及び預金3,900万8,852円、これにつきましては、定期預金及び普通預金でございます。事業未収金1,986万円、これにつきましては、公有用地4カ所に係る町からの未収金返済額でございます。完成土地等3億3,155万1,341円、

これにつきましては、平山地区工業用地、諸瀨の宅地造成事業用地、そして丸山地区住宅用地でございます。開発中土地1億8,884万648円、これにつきましては、高松山事業用地、中川の湯の上造成事業用地、つぶらの事業用地でございます。未収収益24万5,478円、こちらにつきましては、3月末までに未収となる有価証券の利息でございます。そして、流動資産の合計は5億7,950万6,319円でございます。

次に、Ⅱの固定資産については、投資その他の資産として、投資有価証券1億9,917万114円、これにつきましては額面2億円の国債の3月末時点の取得価格でございます。賃貸事業の用に供する土地4,119万2,968円、こちらにつきましては、平山地区工業用地において、株式会社ファミリーマートに賃貸している土地資産でございます。

長期事業未収金2億5,846万9,823円、こちらにつきましては、町から返済される予定の未収金でございます。投資その他の資産合計及び固定資産の合計は4億9,883万2,905円で資産の合計といたしましては、10億7,833万9,224円でございます。

次に、負債の部につきましては、Ⅰの流動負債の短期借入金として、6億2,801万1,566円、これについては金融機関からの借入金でございます。

次に、前受金50万円、こちらにつきましては、丸山地区住宅事業用地の契約保証金でございます。

次に、前受収益35万4,289円、これにつきましては、平山地区工業用地の株式会社ファミリーマートからの令和2年4月分の土地賃料と、諸瀨宅地造成事業用地の株式会社アクティオの令和2年分の土地賃料でございます。流動負債合計は6億2,886万5,855円でございます。

次に、Ⅱの固定負債では、預かり保証金として120万円、これにつきましては、株式会社ファミリーマートの土地敷金でございます。負債合計は6億3,006万5,855円でございます。

次に、資産の部につきましては、Ⅰの資本金、基本財産として町からの出資金100万円でございます。

次に、Ⅱの準備金、前期繰越準備金は4億1,141万5,293円で、当期純利益は3,585万8,076円でございます。準備金の合計といたしまして、4億4,727

万3,369円となり、資本合計として、先ほどの資本金100万円を加えまして、4億4,827万3,369円となり、負債資本の合計といたしまして、10億7,833万9,224円でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

令和2年度山北町土地開発公社予定貸借対照表でございます。これにつきましては、先ほどの令和元年度の内容とおおむね同様でございます。

まず、資産の部についてでありますけれども、Ⅰの流動資産の合計は5億9,086万3,315円でございます。

次に、Ⅱの固定資産の合計は4億7,927万9,149円となり、資産の合計については、10億7,014万2,464円でございます。

次に、負債の部といたしましては、Ⅰの流動負債については、短期借入金前受収益でございまして、流動負債の合計は6億1,082万901円でございます。

次に、Ⅱの固定負債については、預かり保証金120万円でございます、負債合計は6億1,202万901円でございます。

次に、資本の部といたしまして、Ⅰの資本金については、基本財産の100万円でございます。

次に、Ⅱの準備金については、前期繰越準備金として、令和元年度からの予定準備金の合計となる4億4,727万3,369円でございます。

そして、当期純利益は984万8,194円が見込まれているため、準備金合計は、4億5,712万1,563円となりまして、資本の合計については、資本金100万円を加えまして、4億5,812万1,563円となりまして、負債資本の合計は10億7,014万2,464円となるものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、報告第1号について、報告ではありますが、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、報告第1号については、これで終了といたします。

日程第18、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。この件につきましては、議会閉会中の調査活動として、別紙のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、別紙のとおり、議員を派遣することにいたします。なお、閉会中変更があった場合には、議長にお任せ願いたいと思います。

日程第19、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもちまして、全日程を終了いたしましたので、令和2年第1回山北町議会定例会を閉会いたします。 (午前10時00分)